

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁並びに南砺市役所及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第2号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和4年1月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市猪谷字中ノ坂1の1から1の7まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

富山県告示第3号

地域森林計画の樹立について

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により神通川地域森林計画を令和3年12月23日にたてたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月7日

富山県知事 新 田 八 朗

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁、富山市役所、魚津市役所、滑川市役所、黒部市役所、上市町役場、立山町役場、入善町役場及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第4号

地域森林計画の変更について

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により庄川地域森林計画を令和3年12月23日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月7日

富山県知事 新 田 八 朗

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁、高岡市役所、射水市役所、氷見市役所、砺波市役所、小矢部市役所及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第5号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月7日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 上市北馬場 線	中新川郡上市町若杉二丁目 133番2から 中新川郡上市町若杉二丁目 120番2まで	変更前		最大 26.3 最小 16.0	20.7	富山土木 センター
		変更後		最大 24.7 最小 16.0	20.7	
県道 新湊庄川線	砺波市頼成 142番2から 砺波市頼成 133番4まで	変更前		最大 34.7 最小 18.0	58.4	砺波土木 センター
		変更後		最大 50.3 最小 18.0	58.4	

富山県告示第6号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月7日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 三箇吉島線	魚津市山女75番1から 魚津市黒谷字脇坂 779番3まで	令和4年1月7日	新川土木 センター
県道 三箇吉島線	魚津市黒谷字脇坂 765番4から 魚津市黒谷字脇坂 763番まで	令和4年1月7日	新川土木 センター
県道 上市北馬場 線	中新川郡上市町若杉二丁目 157番2 から 中新川郡上市町若杉二丁目 120番2 まで	令和4年1月7日	富山土木 センター
一般国道 472号	射水市青井谷61番8から 射水市青井谷1678番3まで	令和4年1月7日	高岡土木 センター

